

経済建設常任委員長報告



経済建設常任委員長

高宮正行

のことです。この改正は、排水基準を強化するものです。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものにつき報告致します。

議案第88号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

建設課所管分

議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より、「どのようないかと、現在、国へ要望を行つておる、財政課とも協議をしながら今後検討していきたいと思ひます。」という答弁がありました。

川地区の東側を通り、幹線道路へというルートは決定しており、今、用地関係の立ち会いなどを行つているところです。幹線道路から南側の計画は今のところありません。」という答弁がありました。

別の委員より、「道路維持費の件で、道路による自動車事故等が多く、管理が行き届いていないのではないか」という声を聞くが、人員を増やす、又は予算を増やすなどの必要があるのでないか。」という質疑があり、建設課長よ

り、「どのようないかと、現在、国へ要望を行つておる、財政課とも協議をしながら今後検討していきたいと思ひます。」という答弁がありました。

委員より、「市営住宅の修繕については、坊中南住宅で雨漏りが生じる」との質疑があり、「内牧千丁線は、内牧地区からの避難道路といふことで、みやチレンを下水道へ排出する届出施設はないと

内牧千丁線のルートは決定しているのか。幹線道路から先について、構想か何かあるのか。」と

市では、トリクロロエチレンを下水道へ排出する届出施設はないと

議会はどうなつていて、協議会はどのように立てるなど、

総合的な計画を早急に

つくりしていける部分については、県または関係業者で補修していく必要があります。」という答弁がありました。

委員より、「市営住宅の修繕については、坊中南住宅で雨漏りが生じる」との質疑があり、「内牧千丁線は、内牧地区からの避難道路といふことで、みやチレンを下水道へ排出する届出施設はないと

市では、トリクロロエチレンを下水道へ排出する届出施設はないと

議会はどうなつていて、協議会はどのように立てるなど、

総合的な計画を早急に

農政課所管分

委員より「黒流の集落営農について、阿蘇市において初の法人化であろうと思うが、詳しくその経緯の説明を。」という質疑があり、農政課長より「法人化については、農政課、県においても、農地中間管理機構の事業が始まり、集積をしながらやつていくという根本的な考え方の中で、動き出したところです。県にJA、OBの方が農業公社の駐在員としており、この方と農政の関係機関、再生協議会において法人化に向けた協議を行ってきました。その中で、モルタル地区をつくり、そこから広めていこうといふことで、経営的にも集落のまとまりがある山田地区を選定し、28年度設立を予定していましたが、中間管理機構の集積協力金が来年から該当しなくなると



池尻団地4号棟



内部風景

委員より「風評被害を払拭するためのパンフレット等はどこで配布したのか。」という質疑があり、「阿蘇山における風評被害については、

観光課所管分

のことから、本年中の設立を目指し会議を行いました。集落営農組織の37名の内、法人参加者が32名であり、所有面積が約120haの内、法人への参加は、9名の不参加の理由は、個人経営を継続していくことのことでした。」と別の委員より「この法人化が、阿蘇市全体に広がるよう、積極的に進めていただきたい。」という意見がありました。農政課長より「法人化のモデルをつくり、今後広めたいと思いますが、地域集積協力金が来年から該当にならないことから地域は手を挙げないのではと心配しています。TPP絡みで要請をしながら、努力していくたいと思います。」という答弁がありました。

また別の委員から「中山間地域直接支払交付金の目的、お金の分配についてどのように配分で始まっています。」との質疑に、農政課長から「中山間事業の目地と比べ自然的・景観的・社会的条件が不利な地域であるため、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能が低下すること

また別の委員から「風評被害の関連で、レベル3から2についてはニュースでは出なかつたと思う。今回2から1に下がったときがチャンスだと思うので、何か全国版に出るようなことを考えてはいかがか。」との質疑に対し、観光課長から「レベル2からレベル1に下がる折には、大々的にキャンペーンを打つ必要があると思う、阿蘇市単独では予算、規模的な部分で、支障を来たすと思われることから、県の観光課と連携を行い、観光キャンペーン対策を打つことで協議を進めております。」との答弁がありました。

熊本駅の新幹線の乗り降り口で、また、県と連動して、福岡方面でもキャンペーンを行つております。」という答弁がありました。

委員より「夢の湯管

理費だが、給食セン

ターの水道光熱費は減

額になつてゐるが夢の

湯は増額になつてゐる、

原因は、また、収入は

前年度と比べてどのよ

うになつてゐるか。」

という質疑があり、ま

ちづくり課長より「需

物産推進はどういう形

で行われてゐるか、こ

れ以外にも、ふるさと

納税等とタイアップし

て物産推進をやつたら

どうか。佐世保あたり

は十数億、税収が上

がつてゐる。地元の品

物も売れるし、検討に

入れてはどうか。」と

いう質疑があり、まち

づくり課長より「特産

物推進費の主なものが、

地域特産物や地産地消、

6次産業化の部分の施

策について特産物推進

費で賄つてゐます。ふ

るさと納税については、
参考に、ASO環境共生基金の所管課等と相談しながら新たな政策等について検討してい
ます。前年比で約13%伸びて
います。」という答弁がありました。

また、別の委員より
「特産物推進費だが、
物産推進はどういう形で行われてゐるか、こ
れ以外にも、ふるさと納税等とタイアップして物産推進をやつたらどうか。佐世保あたりは十数億、税収が上がつてゐる。地元の品物も売れるし、検討に入れてはどうか。」と
いう質疑があり、まちづくり課長より「特産物推進費の主なものが、地域特産物や地産地消、6次産業化の部分の施策について特産物推進費で賄つてゐます。ふるさと納税については、参考に、ASO環境共生基金の所管課等と相談しながら新たな政策等について検討してい

きたいと思います。」
という答弁がありまし
た。
このようないくべきものと決定致しました。

年4回の5年間で20期分を支払い対して、
受益者負担金に対しても、
年4回の5年間で20期分を支払い対して、
受益者負担金に対しても、
受け取った結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと決定致しました。

「この前納報奨金制度は、他町村、他県も対応しているのか。阿蘇市でも以前は税金の前納報奨金があつていたが、廃止になつており、全国的に廃止の傾向ではないのかと思う。基本的に税金と同じ思
うが。」という質疑があり、住環境課課長より「前納報奨金の制度については、県内の市町村でもかなり実施されているところです。

平成28年度末までに簡易水道を上水道に統合する予定であり、厚労省の認可を受けるために資料作成が必要なことから、届出書の作成業務を委託するものであります。」との答弁がありました。

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。



夢の湯

議案第91号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

委員より「前納報奨金についての説明、下水道事業として有利で

あります。最高20期分を一括で支払えば20%の報奨金を支払うもので、1期ごとに納付書を作成し、送付する等、事務手続き等が簡素化できること、前納によ

り、「前納報奨金の制度については、県内の市町村でもかなり実施されています。」との答弁がありました。

このようないくべきものと決定いたしました。

議案第96号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

委員より「委託料の具体的な説明をお願いしたい。」という質疑があり、水道課長より「国の指導に基づき、平成28年度末までに簡易水道を上水道に統合する予定であり、厚労省の認可を受けるため

ました。

以上が、経済建設常

任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。

り特別会計の運営としては有利になろうかと思
います。」という答
弁がありました。

このようないくべきものと決定致しました。

あるのか。」という質
疑があり、住環境課長より「前納報奨金は、
受益者負担金に対して、
年4回の5年間で20期分を支払い対して、
受益者負担金に対して、
受け取った結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと決定致しました。

「この前納報奨金制度は、他町村、他県も対応しているのか。阿蘇市でも以前は税金の前納報奨金があつていたが、廃止になつており、全国的に廃止の傾向ではないのかと思う。基本的に税金と同じ思
うが。」という質疑があり、住環境課課長より「前納報奨金の制度については、県内の市町村でもかなり実施されているところです。

平成28年度末までに簡易水道を上水道に統合する予定であり、厚労省の認可を受けるため

に資料作成が必要なことから、届出書の作成業務を委託するものであります。」との答弁がありました。

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常

任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常

任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常

任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。